

社会保険加入判定フローチャート（令和6年10月1日～）

区分	加入する保険	会社負担	本人負担	傷病手当金	出産手当金	老齢厚生年金	障害厚生年金	遺族厚生年金	
週所定労働日数と週所定労働時間が正社員の4分の3以上である  いいえ ↓	はい→ (1) 通常の社保加入要件に該当	健康保険(※1)	あり	あり	○	○	○	○	○
		厚生年金(※2)	あり	あり					
次のすべてに該当する • 従業員51人以上の会社又は任意特定適用の申出を行った会社で勤務している • 週所定労働時間が20時間以上 • 月8.8万円（年約106万円）以上 • 昼間学生でない • 雇用見込が2か月以上  いいえ ↓	はい→ (2) パートの社保加入要件に該当（106万円の壁）	健康保険(※1)	あり	あり	○	○	○	○	○
		厚生年金(※2)	あり	あり					
年収130万円以上である  いいえ ↓	はい→ (3) 扶養されていると言えない（130万円の壁）	国民健康保険(※1)	なし	あり	×	×	×	×	×
		国民年金（第1号）(※3)	なし	あり					
配偶者が会社の社会保険に加入している  いいえ ↓	はい→ (4) 専業主婦（主夫）	健康保険被扶養者(※1,5)	なし	なし	×	×	×	×	×
		国民年金（第3号）(※3,4)	なし	なし					
会社の社会保険に加入している家族（一定要件あり）に扶養されている  いいえ ↓	はい→ (5) 家族の被扶養者	健康保険被扶養者(※1,5)	なし	なし	×	×	×	×	×
		国民年金（第1号）(※3)	なし	あり					
いいえ→ (6) 他に加入する制度がない（国民皆保険制度）	国民健康保険(※1)	なし	あり	×	×	×	×	×	
		国民年金（第1号）(※3)	なし	あり					

※1 75歳以上は後期高齢者医療保険制度に加入

※2 70歳以上は加入なし

※3 60歳以上は加入なし（任意加入）

※4 配偶者が65歳以上の場合は国民年金（第1号）となり本人負担あり

※5 配偶者や家族が75歳以上の場合は国民健康保険に加入し本人負担あり（※1を除く）